

《令和5年度御殿場市早期退職募集実施要項》

募集の目的	職員の年齢別構成の適正化を図る
募集の対象となる職員の範囲	<p>一般職の職員で、年齢45歳以上60歳未満の職員 (昭和39年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた者)</p> <p>(除外される者)</p> <p>①任期を定めて任用された者</p> <p>②地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p>
募集人數	5人程度
募集の期間	令和5年4月10日（月）から令和5年4月28日（金）まで
認定を受けた場合に退職すべき期日	令和6年3月31日
応募の手続き	「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第3号の2）」を任命権者に提出する
応募の取下げ	「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第3号の3）」を任命権者に提出する
認定・不認定の通知時期	令和5年6月上旬
応募書類等提出先	総務部人事課
退職時給料月額の特例	<p>①自己都合退職よりも割増しされた支給率 支給率は、退職者の勤続年数に応じ定年退職等と同率</p> <p>②退職時給料月額の割増し 勤続20年以上の場合、退職時給料月額を1年に付き3%割増しして算定</p>
【参考】退職手当算定方法	
<p>【基本額】 <u>退職時給料月額 × 退職理由・勤続年数別支給率 × 調整率 + 調整額</u></p> <p style="text-align: center;">② ① ③</p> <p>※③の調整額は職責に応じた加算額</p>	

その他の事項	<p>◇次のいずれかに該当する場合は、不認定となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①応募者がこの早期退職募集実施要項に適合しない場合 ②地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始日において受けている者又は募集の期間中に受けた者 ③応募者が②に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違行為にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことに疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保するうえで支障を生ずると認める場合 ④応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合 <p>◇認定を受けた応募者が次のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職したとき ②退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき ③この早期退職募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（①、②に掲げる場合を除く。） ④地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき ⑤応募を取り下げたとき
--------	--

【募集から退職までの概略】

- 1 早期退職希望者の募集…（募集実施要項の周知）
- 2 応募…（応募申請書（様式第3号の2）による応募）
- 3 認定・不認定の決定及び通知…（認定・不認定の決定後、応募者にその旨を通知する）
- 4 退職すべき期日に退職…（募集実施要項及び認定通知書等に記載されている期日に退職）

『令和5年度早期退職募集及び認定結果』

募集人数	応募人数	認定人数
5人程度	1人	1人